Ⅲ 地域の再生

<主要施策の取組状況>

- 1 地域主体の鳥獣被害対策や森林整備等の取組の支援
 - ① <u>重点</u> 地域主体の鳥獣被害対策や地域特有の課題に応じた森林整備等の実施の支援 (V-3-①、V-3-②)
 - ・ 平成 29 年4月に「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置し、鳥獣被害対策や農業、林業の専門職員を配置して、地域の実情に応じた対策の提案や対策手法に関する情報提供、対策を実施する際の技術的アドバイスなど、地域ぐるみの鳥獣被害対策への支援を実施した。[重点取組地区※6地区選定]
 - ・ 市町村事業推進交付金等により、市町村や団体(市町村協議会)が実施する鳥獣被害対策への財政的支援として、シカ等の管理捕獲や広域地域獣害防護柵の新設や補修、捕獲わな購入等にかかる費用を助成した。 [里山域の被害軽減目的の管理捕獲頭数(市町村等実施):シカ1,348頭]
 - ・ ヤマビル被害対策事業により、6市町村(相模原市、清川村、秦野市、伊勢原市、松田町、山北町)が行うヤマビル防除等に係る経費の一部に対して補助金を 交付した。
 - ・ 農家等が主体的に有害鳥獣の捕獲にかかわることができるよう、農業従事者狩 猟免許取得推進事業により、狩猟免許の取得のための費用を助成した。 [合格者 数:635人]
 - ・ 捕獲の担い手を確保するため、平成 26 年度から開催している「かながわハンター塾」をより実践的な内容にした「かながわハンター塾 2 nd ステージ」を開催し、 狩猟経験のない者又は経験の浅い者 [28 名] を対象に安全講習や実猟体験 [3回] などを行い、捕獲の担い手の育成を図った。
 - ・ 統合再生プロジェクト(東丹沢2エリア)として、ヤマビル調査を行うととも に、水源林整備事業で広葉樹林の受光伐や土壌保全工を実施した現場を視察し、 関係者間で課題、今後の取組等の情報共有を図った。
 - ※ 重点取組地区 市町村や地域住民等が鳥獣被害対策に一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援を行うために県が選定している地区。

② | FS | 地域が一体となった自然再生活動への協力

- ・ 本取組は上記①のほか、水源地域の豊かな自然や生物多様性の大切さを実感し、郷土文化と触れ合う体験を重視した自然体験交流教室※ [6件]の広報 (PR) 支援及び開催経費の一部補助を行い、地域資源を生かした自然再生の取組に対する理解促進を図った。
- ※ 自然体験交流 「やまなみ五湖 水源地域交流の里づくり計画(平成28年度~平成32年度)」 教室事業 に位置付けられた水源地域市町村内で、水源地域住民と都市地域住民との交流 活動の場として様々な施策が展開されてきた「交流の里」エリアにおいて実施 される、体験を重視したイベント。

2 里地里山の保全等の促進

① 里地里山の保全・再生・活用

・ 「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例(以下「条例」という)」※1に基づき選定された里地里山保全等地域※2(厚木市荻野、厚木市七沢、秦野市名古木、秦野市菩提、秦野市堀西、秦野市蓑毛、秦野市寺山、松田町寄計8地域)において、里地里山活動協定※3の認定を受けた活動団体[11団体]が、農林地等の保全・再生、体験教室等を実施し、認定協定活動団体支援事業(市町村補助事業)により、取組に要した経費の一部を助成した。

※1 条例 里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、県民の健康で心 豊かな生活の確保に寄与することを目的とし、里地里山の保全、再生及び

活用を促進するために必要な事項を定めたもの。

2 里地里山保全 知事が選定する、土地所有者等及び地域住民の主体的な活動により、里地 等地域 里山の保全等が図られると認められる地域。

3 里地里山活動 里山保全等地域の農林地等において、里地里山の保全等の活動を行おうと 協定 する活動団体及び当該活動が行われる農林地等の土地所有者等が締結する 協定。

3 環境保全に配慮した農業の推進

① 環境保全に配慮した農業の推進

- ・ 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、団体や農業者_{※1}が化学合成農薬等の使用量削減や有機農業を推進できるよう、環境保全型農業直接支払事業_{※2}により、取組に要した経費の一部を助成した。
- ・ 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、新たにエコファーマー [23 名] *3を認定し、環境保全型農業*4の推進を図った。

※1 団体、農業者 複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等、地域の事情に応じて構成される任意組織。

単独で事業を実施しようとする農業者(個人・法人)は、以下の条件に該当して、市町村が特に認める場合に対象になる。

- ・集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者
- ・環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保線型農業の拡 大を目指す取組を行う農業者
- ・複数の農業者で構成される法人(農業協同組合を除く)
- 2 環境保全型農業 直接支払事業

環境保全型農業推進基本方針に基づき、更なる環境保全型農業を推進する ため、より環境にやさしい営農活動を行っている農業者団体等に支援を行 う。

- 3 エコファーマー 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境 保全型農業に関する計画を作成し、知事の認定を受けた農業者・法人。
- 4 環境保全型農業 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づく り等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持 続的な農業。

○地域ぐるみの鳥獣被害対策支援活動の様子



○農林地等における体験教室の様子



〇事業実施位置図(位置情報のある事業のみ掲載)

